



あなたの**会社名**が **使えなくなる** かもしれません!

会社名等の法人名を登記して安心していませんか?

法人名を登記したならば、
法人名は未来永劫使用できるのでしょうか?

いいえ、法人名が他人に商標権として取得されてしまえば、その法人名を商標的に使用することは、
商標権の侵害となり、法人名を使用できなくなってしまう。

既に登記されている会社名が、**商標権の侵害**となっている例は数多く見受けられます。
法人名が商標権の侵害となっている場合には、差止請求や損害賠償が請求される可能性が有ります。
法人名は同一住所でなければ登記できる一方で、**商標権は日本全国に効力が及ぶ**ので、法人名を登記できたからといって
安心では無いのです。

名古屋・黒川のカレーうどんの元祖若鯨家は、**第三者に商標権を取得**されてしまい、
若鯨家の店名が使えなくなり、鯨乃家に**店名変更を余儀なく**されました。



商標登録313934、商標登録5590888

若鯨家
WAKASHACHIYA

商標調査 をしましょう!

新名古屋特許商標事務所では、無料の商標調査を承ります。
商標調査を行うことにより、商標権を侵害してしまうような法人名を
登記してしまうことを防ぐことができます。

そして

商標出願 をしましょう!

新名古屋特許商標事務所では、1区分の場合に、5年の登録料込で、
84200円で商標権を取得することができます。
商標権侵害により会社の名前を変更するよりも、
商標権を取得する方が費用はかかりません。

すべて

新名古屋特許
商標事務所
におまかせください



個人事業主・中小企業のための**商標登録**
リーズナブルな料金と安心の**丁寧さ**で対応します!



調査費用0円

弁理士が丁寧に調査
いたします



相談無料

どんなことでも構いません
お気軽にご相談下さい



リーズナブル

分かりやすく低価格な
料金体系でご提案致します